

福岡県動物保健衛生所  
(福岡県筑後家畜保健衛生所)  
基本構想



令和5年3月  
福岡県





# 目次

---

第1章 はじめに.....	5
1.1 基本構想策定の背景・目的.....	5
1.2 基本構想の構成.....	6
第2章 動物保健衛生所が目指す姿.....	7
2.1 全体像と考え方.....	7
2.2 筑後家畜保健衛生所としての役割.....	8
(1) 家畜保健衛生所の設置の背景.....	8
(2) 家畜保健衛生所の役割.....	8
(3) 家畜伝染病の発生動向.....	8
(4) 筑後家畜保健衛生所の現状.....	9
(5) 筑後家畜保健衛生所が解消すべき課題と求められる施設設備.....	10
2.3 新たに付加する役割.....	12
(1) 先行計画等において示される方向性等.....	12
(2) 具体的な役割の整理.....	18
2.4 動物保健衛生所が目指す姿.....	20
2.5 施設の名称・組織体制.....	21
(1) 現在の筑後家畜保健衛生所の組織体制.....	21
(2) 新たに必要となる機能.....	22
(3) 組織体制.....	22
第3章 施設整備計画の検討.....	23
3.1 前提条件の整理.....	23
(1) 建設地概要.....	23
(2) 関連する諸法令の整理.....	24
3.2 整備基本方針.....	26
3.3 施設計画（モデルプラン等）.....	27
(1) 施設性能.....	27
(2) 施設配置計画.....	28
(3) ゾーニング・動線計画.....	29
(4) 建築性能・仕様.....	31
(5) 設備計画.....	31
(6) 安全計画.....	32
(7) BCP（事業継続計画）への対応.....	33
(8) 環境への配慮.....	34
(9) 工程計画.....	34
(10) イメージ図（案）.....	35

第4章 PFI方式導入の検討 .....	36
4.1 PFI方式導入の検討 .....	36
4.2 PFI方式を導入する場合の業務範囲の整理.....	37
4.3 経済効果の算定 .....	38
4.4 評価結果 .....	38

# 第1章 はじめに

## 1.1 基本構想策定の背景・目的

新型コロナウイルス感染症をはじめ中東呼吸器症候群(MERS)、重症急性呼吸器症候群(SARS)等、人と動物双方に感染する人獣共通感染症は、いまや人の感染症の約60%を占めると言われています。

この人獣共通感染症は、人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって人と動物との関係性が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされています。

また、抗微生物薬の不適切な使用等を背景として、これに対する耐性を獲得した薬剤耐性菌が増加しています。抗微生物薬は、家畜等の動物にも使用されており、薬剤耐性菌による動物分野の治療効果の減弱や、家畜や愛玩動物等を介した人への感染が懸念されています。

こうした様々な分野にまたがる問題が要因とされている人獣共通感染症や薬剤耐性菌等に対応するため、人と動物の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものであると捉え、これらの健全な状態を一体的に守ろうとする理念を「ワンヘルス(One Health)」といい、ワンヘルスを実践するためには人と同様に動物の保健衛生の監視が重要とされています。

平成28年11月に、本県の北九州市で、世界31か国から医師、獣医師等が参加し、「第2回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議」が開催され、その成果として、ワンヘルス実践の礎となる4つの項目からなる「福岡宣言」が採択されました。

以降、本県では、福岡宣言の地として、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」の制定や、「福岡県ワンヘルス推進行動計画」の策定を通じ、ワンヘルス実践の取組を総合的かつ計画的に推進する仕組みづくりを進めてきました。

また、その一環として、ワンヘルス実践の基盤整備を行うため、人の健康と環境の保全に関する調査・研究機能を持つ保健環境研究所と、動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所とが相互に連携した「ワンヘルスセンター」を整備することとしています。

このような背景を踏まえ、本構想は、ワンヘルス推進基本条例やワンヘルス推進行動計画等に規定される動物保健衛生所の役割等に基づき、動物保健衛生所が目指す姿、業務内容、必要な施設・設備等を具体化するため、これまで本県が検討した結果をとりまとめるものです。

## 1.2 基本構想の構成

1.1 で述べた基本構想策定の目的から、動物保健衛生所の組織及び施設の設置に際し、具体化が必要な事項を検討しました。本検討を踏まえ、基本構想では以下について定めることとします。

### 動物保健衛生所が目指す姿（2章に記載）

- 全体像と考え方
- 筑後家畜保健衛生所としての役割
- 新たに付加する役割
- 動物保健衛生所が目指す姿
- 施設の名称・組織体制

### 施設整備計画（3章に記載）

- 前提条件の整理
- 整備基本方針
- 施設計画（モデルプラン等）

### PFI方式導入の検討（4章に記載）

## 第2章 動物保健衛生所が目指す姿

### 2.1 全体像と考え方

人や動物を人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病から守るには、動物全体の感染症の発生状況を把握する必要があります。国内では家畜保健衛生所が家畜伝染病予防法に基づき、家畜の感染症の予防や監視を行っているものの、愛玩動物・展示動物及び野生動物については十分に把握されておらず、動物の保健衛生を一元的に担う機関はありません。

こうした状況を受け、本県は家畜、愛玩動物・展示動物、野生動物の感染症の動向を一元的に把握し、その予防に役立てる機関として、動物保健衛生所を全国で初めて設立することとしました。

そして、動物保健衛生所の整備の方向性等について検討を重ねた結果、動物保健衛生所は、筑後家畜保健衛生所を筑後市からみやま市に移転し、新たに愛玩動物・展示動物、野生動物の保健衛生業務を付加する形で整備することに決定しました。

筑後家畜保健衛生所は、筑後地域における家畜衛生の中核機関としての役割を果たしてきましたが、同施設は整備後 50 年以上が経過し、老朽化や狭隘化等の課題を抱えていることから、引き続き役割を果たしていくには、これらの課題の解消等が必要です。

また、動物保健衛生所は、ワンヘルスセンターの構成組織として、同敷地内に整備（建替え）される保健環境研究所と相互に連携しながら、人獣共通感染症対策や薬剤耐性菌対策に関する調査研究、人材育成等を推進することがワンヘルス推進行動計画等で示されています。

以上を踏まえると、動物保健衛生所が担う役割は次の 2 点に大別され、本章ではこの区分に沿って、それぞれについて具体的な整理を行います。

#### 【動物保健衛生所の役割の大枠】

- ・既存の役割
  - 筑後家畜保健衛生所としての役割
- ・新たに付加する役割
  - 各種動物の感染症の動向を一元的に把握し、その予防に役立てる機関、ワンヘルスセンターの構成組織としての役割

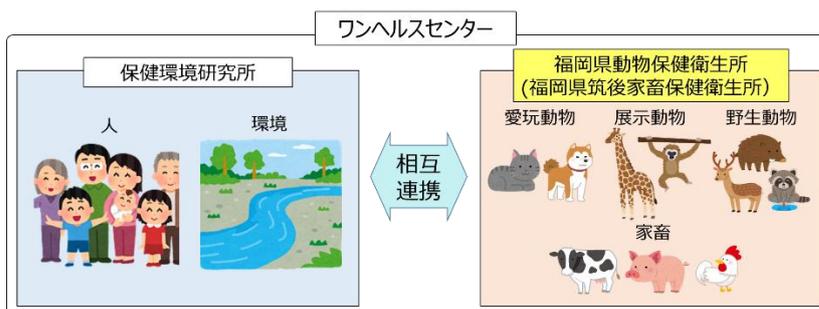


図 1 動物保健衛生所とワンヘルスセンターのイメージ

## 2.2 筑後家畜保健衛生所としての役割

### (1) 家畜保健衛生所の設置の背景

畜産業は家畜や家きんを飼育して卵、乳、肉等を生産する産業であり、生産された畜産物は、良質な動物性たんぱく質として、国民の食生活を支えています。また、本県における令和 2 年度の畜産の産出額は 383 億円で、農業産出額（1,977 億円）の 19.4%を占めています。

畜産の振興を図り、畜産経営の安定と国民食生活の安定を図るためには、家畜伝染病の発生を予防し、発生した場合にはまん延を防止することが極めて重要です。

そこで、地方における家畜衛生の向上を図り、畜産の振興に資するために、家畜保健衛生所法に基づいて全国の都道府県に家畜保健衛生所が設置されています。

### (2) 家畜保健衛生所の役割

家畜保健衛生所は家畜伝染病の発生予防のため、生産者への的確な情報提供、病気の発生状況等を把握するための検査や農場巡回による飼養衛生管理基準の遵守指導等に取り組んでいます。

また、家畜伝染病のまん延防止のため、防疫資機材の備蓄や団体との協定締結等の防疫体制強化に努めるとともに、防疫演習の実施等、迅速かつ的確な初動防疫の実施に備えています。

さらに、畜産物の生産段階での安全性を確保するための高度な衛生管理手法である農場 HACCP の普及を推進しているほか、動物用医薬品の適正販売や適正使用等の指導を行っています。

なお、近年、国内外で高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病が相次いで発生しており、家畜保健衛生所の役割は、以前にも増して重要になっています。

### (3) 家畜伝染病の発生動向

近年、高病原性鳥インフルエンザが全国各地で相次いで発生しており、令和 4 年度シーズンは発生事例、殺処分対象羽数ともに過去最大となっています。県内の家きん飼養農場でも、令和 2 年度に 1 事例、4 年度に 4 事例発生しています。

また、平成 30 年 9 月に国内で 26 年ぶりに発生した豚熱は、本州及び沖縄県の養豚場で多発しているほか、令和 4 年 3 月には、山口県の野生イノシシで陽性個体が確認されており、本県への侵入の危険性が高まっているところです。

さらに、平成 22 年に宮崎県で発生し、約 29 万頭の家畜が殺処分された口蹄疫は、近隣諸国で継続して発生しており、加えて、ワクチンも治療法もないアフリカ豚熱も猛威を振っています。本県は、アジアの玄関口として世界との繋がりの強い地域であることから、特に海外からの家畜伝染病の侵入が危惧されています。

#### (4) 筑後家畜保健衛生所の現状

##### ① 本県の家畜保健衛生所の概要

現在、本県には中央、北部、両筑、筑後の 4 か所の家畜保健衛生所が設置されています。

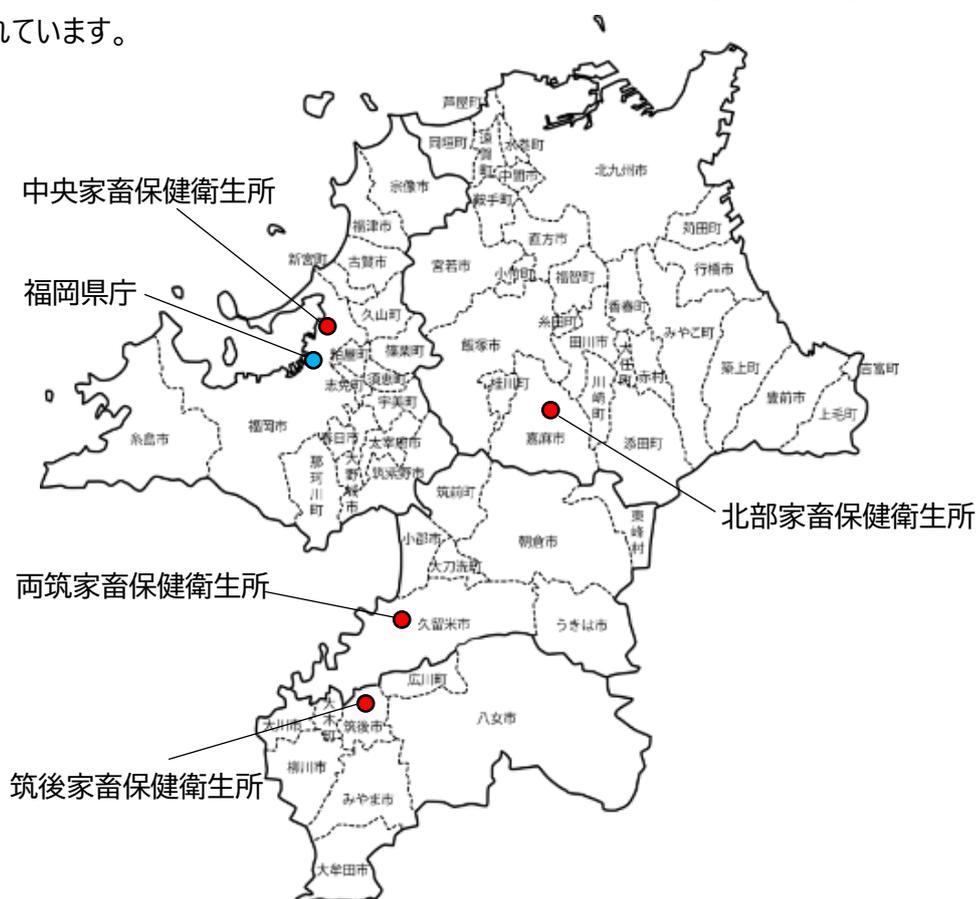


図 2 本県家畜保健衛生所の位置図

##### ② 筑後家畜保健衛生所の概要

筑後家畜保健衛生所は、県南部に位置し、昭和 45 年 2 月 1 日に福岡県家畜保健衛生所条例に基づき、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、三潴郡、八女郡、山門郡、三池郡の 5 市 4 郡 19 市町村を管轄する家畜保健衛生所として設置されました。

そして、市町村合併により、現在は、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡の 6 市 2 郡 8 市町を管轄しています。

筑後地域の畜産は、中央平野部に乳用牛、肉用牛、鶏、蜜蜂の大部分が飼養され、また、東部山間部に豚の大部分、さらに南部山間部に肉用牛、鶏が点在して飼養されています。特に豚は、県飼育頭数の約 40%を占める最大の養豚地帯となっています。



図 3 筑後家畜保健衛生所の外観

表 1 筑後家畜保健衛生所の施設概要

敷地面積		2,975.00 m <sup>2</sup>
建物面積		611.32 m <sup>2</sup>
(内訳)	本館	491.25 m <sup>2</sup>
	解剖室	26.49 m <sup>2</sup>
	車庫・倉庫	64.80 m <sup>2</sup>
	焼却炉	9.93 m <sup>2</sup>
	動物飼育室・ポンプ室	18.85 m <sup>2</sup>

## (5) 筑後家畜保健衛生所が解消すべき課題と求められる施設設備

### ① 施設の老朽化・狭隘化の解消、労働安全衛生の確保

現在の筑後家畜保健衛生所は、整備後 50 年以上が経過し、施設の老朽化やシロアリ被害により、庁舎の維持管理が困難となっています。

また、昭和 45 年の整備当時と比べ、検査の高度化によって必要な精密検査機器が増加し、施設が狭隘化していることから、現施設では複数の職員が同時に検査をすることができず、迅速な病性鑑定を行うことも困難な状況です。

加えて現施設は、薬品、病原体、刃物等を安全に取り扱うための作業スペースが確保されておらず、解剖室に重量物を動かすためのクレーン等の機器が設置されていないことから、職員の負担が大きいことも課題です。

このため、施設の移転に当たっては、これらの解消が求められます。

### ② バイオセーフティの基準に対応した施設設備

家畜保健衛生所は、家畜伝染病の病原体を取り扱うため、病原体から人、家畜及び周辺環境を守るバイオセーフティが確保できる施設設備が必要です。

家畜保健衛生所は管内の全ての畜産農場に立入することから、汚れた車両や靴による病原体の伝播を防ぐゾーニング等の検討が必要です。

### ③ 家畜保健衛生所における精度管理への対応

家畜伝染病のまん延防止対策として行われる家畜や家きんの処分等の防疫措置は、病性鑑定結果に基づいて行われるため、正しい検査結果を得る必要があります。

平成31年4月、家畜保健衛生所法施行規則の改正により、家畜保健衛生所における精度管理が規定され、検査データの信頼性を客観的に証明できる体制の整備が求められるようになりました。

国は、検査等の精度を維持向上させ、検査結果の信頼性を確保するために具体的事項として、「家畜保健衛生所等における検査等の業務管理要領」を示しており、家畜保健衛生所は、この要領に対応した検査室等を備えておく必要があります。

#### 4 検査室等の管理

(1) 検査部門責任者は、適切な検査等が実施可能となるよう十分な広さの検査室を確保し、検査等の精度を担保するために必要な区画を設けること。

(2) 検査区分責任者は、検査等に支障を生じないよう次の事項に留意して検査室の維持管理を行うこと。

① 適切な温度、湿度、換気、照明等の確保

② 部外者の立入り及び目的外使用の制限

#### 5 機械器具の管理

(1) 検査区分責任者は、操作、保守点検、滅菌、消毒、洗浄、清掃、維持等が容易に行われるよう機械器具を適切に配置すること。

出典：家畜保健衛生所等における検査等の業務管理要領

## 2.3 新たに付加する役割

### (1) 先行計画等において示される方向性等

新たに付加する役割について検討するに当たり、はじめにワンヘルスに係るこれまでの本県の検討等の経緯を振り返るとともに、動物保健衛生所又はワンヘルスセンターの役割について、既に策定済みの計画等で示された内容を整理します。

#### ① 我が国におけるワンヘルスの理念の提唱

我が国では、公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会が連携し、ワンヘルスの理念の実践に向けた取組が進められてきました。そして、前述のとおり、平成 28 年 11 月に本県の北九州市で開催された「第 2 回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議」にて、人獣共通感染症、薬剤耐性菌対策等を含むワンヘルスに関する重要な課題について、最新の情報交換と有効な対策等の検討が行われ、その成果として、ワンヘルス実践の礎となる 4 つの項目からなる「福岡宣言」が採択されました。

##### 福岡宣言

1. 医師と獣医師は、人と動物の共通感染症予防のための情報交換を促進し、協力関係を強化すると共に、その研究体制の整備に向け、一層の連携・協力を図る。
2. 医師と獣医師は、人と動物の医療において重要な抗菌剤の責任ある使用のため、協力関係を強化する。
3. 医師と獣医師は、“One Health” の概念の理解と実践を含む医学教育および獣医学教育の改善・整備を図る活動を支援する。
4. 医師と獣医師は、健康で安全な社会の構築に係る全ての課題解決のために両者の交流を促進し、協力関係を強化する。

出典：第 2 回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議  
福岡宣言

#### ② 福岡県ワンヘルス推進基本条例の制定

福岡宣言以降、本県は同宣言の地として、ワンヘルスの推進に取り組んできました。ワンヘルスの理念の実践には、医師や獣医師、研究者だけでなく、行政や企業、県民の方々が一緒になって、様々な課題の解決に取り組んでいく必要があります。そして、この活動を次世代にも引き継ぎ、健全な状態の生態系を将来に向けて守っていくためには、ワンヘルス実践の取組を総合的かつ計画的に推進する仕組みや基盤が必要です。

そこで、令和 2 年 12 月、本県議会において、ワンヘルスの実践に関する条例として全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が議員提案により可決成立し、令和 3 年 1 月に施行しました。本条例では、本県におけるワンヘルスの実践の仕組みを構築し、県民及び動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していくために、6 つの基本方針を示しています。

### 【福岡県ワンヘルス推進基本条例で示される 6 つの基本方針】

- 「人獣共通感染症対策」
- 「薬剤耐性菌対策」
- 「環境保護」
- 「人と動物の共生社会づくり」
- 「健康づくり」
- 「環境と人と動物のより良い関係づくり」

また、これらを実践するため、中核的な拠点を整備する方向性を示しています。

(ワンヘルス中核拠点の形成等)

第十四条 知事は、県行動計画に定めるところにより、基本方針に従いワンヘルスを実践する広域的かつ中核的な拠点として、人と全ての動物の健康及び環境の保全に関する事務を分担処理し、並びにこれらに関する試験検査、分析測定、調査研究等を行う組織体制の整備を推進するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により整備する拠点において、医療関係団体、研究機関及び第八条のワンヘルス関係団体との連携の下に、前項に掲げる事務又は試験検査等に従事する人材を育成するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定により整備する組織体制と県の各部局及び出先機関がワンヘルスの実践に向けて連携するとともに、事業者、第七条の研究機関等とも連携し、総合的かつ創造的なワンヘルスに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

出典：福岡県ワンヘルス推進基本条例

### ③ ワンヘルス推進行動計画の策定

福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づき、本県におけるワンヘルスの実践の仕組みを構築するため、令和 4 年 3 月に、本県のワンヘルスの推進に関する施策又は取組を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定しました。

本計画では、6 つの基本方針にワンヘルスの理念の普及や中核拠点の整備等を推進するための「ワンヘルス実践の基盤整備」を加えた「7 つの柱」を設定し、柱ごとに取組事項や施策を具体化しています。

表 2 7つの柱と取組事項

7つの柱	取組事項
1 人獣共通感染症対策	(1) 発生予防（平時の対応） (2) まん延防止（患者発生時の対応） (3) 動向調査、監視 (4) 研究開発、創薬 (5) 普及啓発
2 薬剤耐性菌対策	(1) 動向調査、監視 (2) 感染予防、管理 (3) 抗微生物剤の適正使用 (4) 普及啓発
3 環境保護	(1) 生物多様性の保全 (2) 地球温暖化対策 (3) 大気・水・土壌環境保全対策 (4) 普及啓発
4 人と動物の共生社会づくり	(1) 人と愛玩動物の関係性の向上 (2) 災害発生時等に備えた体制整備 (3) 人と野生動物の共存
5 健康づくり	(1) 自然とのふれあいを通じた健康づくり (2) 愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくり
6 環境と人と動物のより良い関係づくり	(1) 健全な環境下における安全な農林水産物の生産等 (2) 生産・消費における環境への負担の低減 (3) 地産地消・食育の推進 (4) 有益な微生物の活用
7 ワンヘルス実践の基盤整備	(1) 啓発活動の推進 (2) 教育の推進 (3) 中核拠点の整備等

このうち、7つ目の柱である「ワンヘルス実践の基盤整備」の中で、ワンヘルスに係る取組の中核拠点として、人の健康と環境の保全に関する機能を持つ保健環境研究所と、動物の保健衛生を一元的に扱う「動物保健衛生所」とが相互に連携した「ワンヘルスセンター」を整備することを示しています。

## 7 ワンヘルス実践の基盤整備

### (3) 中核拠点の整備等

- ・人の健康と環境の保全に関する機能を持つ保健環境研究所と動物の保健衛生を一元的に扱う「動物保健衛生所」とが相互に連携した「ワンヘルスセンター」を整備し、人獣共通感染症対策や薬剤耐性菌対策に関する調査研究、人材育成等を推進します。
- ・新興感染症への対応や地球温暖化対策等に取り組むため、「ワンヘルスセンター」の中核施設として保健環境研究所を整備します。
- ・家畜に加え、野生動物や愛玩動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所を設置します。

出典：福岡県ワンヘルス推進行動計画

## ④ 新・保健環境研究所建設基本計画の策定

動物保健衛生所とともにワンヘルスセンターを構成する保健環境研究所について、ワンヘルスを推進するための調査研究機能の拡充等が必要であることから、同研究所を再整備することを決定しました。

本構想に先駆け、新たな研究所に必要となる機能や整備方針、施設整備等を具体化するため、令和4年8月に「新・保健環境研究所建設基本計画」を策定しており、同計画の中で、動物保健衛生所は保健環境研究所と同敷地に整備することや、ワンヘルスセンターとして連携する内容の大枠等を示しています。

### 1. 7 動物保健衛生所（仮称）の新設

2022（令和4）年4月、保健環境研究所の移転先である保健医療経営大学敷地に、動物保健衛生所（仮称）を建設することが決まりました。

動物保健衛生所（仮称）は、各種動物の病気の動向を一元的に把握し、その予防に役立てるために設置するものであり、筑後地域の家畜の保健衛生を担う筑後家畜保健衛生所を筑後市から移転し、新たに野生動物、愛玩動物及び展示動物の保健衛生業務を付加した機関として整備されます。

両者を同敷地に建設することにより、人獣共通感染症の発生状況等の情報共有や、調査・研究、試験・検査への協力などの連携を図り、人、動物、環境を一体的な視点で捉えた分野横断的な調査・研究を実践する拠点であるワンヘルスセンターとしての取組を一層加速していきます。

出典：新・保健環境研究所建設基本計画

## ⑤ 環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例の制定

令和4年10月、本県議会において、県民が現在及び将来にわたって豊かな生態系の恵みを享受し、健康に暮らすことができる地域社会の形成に資することを目的として、「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」が議員提案により可決成立し、同月に施行しました。本条例では、動物保健衛生所の定義等を示しています。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 愛玩動物 愛玩動物看護士法（令和元年法律第五十号）第二条第一項に規定する愛玩動物その他家庭等において飼育されている動物で愛玩飼育を目的として改良又は繁殖が行われているものをいう。
- 二 県保健環境研究所 福岡県が設置する試験研究機関であって、保健衛生及び環境保全に関する試験検査、分析測定及び調査研究等を行うものをいう。
- 三 県動物保健衛生所 福岡県が設置する組織であって、家畜、愛玩動物及び野生動物を含め全ての動物の保健衛生に関する業務を一元的に取り扱うものをいう。

(中略)

(動物の継続的調査及び監視等)

第十四条 知事は、人と動物の過剰な接触を減らす等、その適切な関係性を維持し、人と動物間で人獣共通感染症が伝播することを防止するため、法令の規定及び基本条例の趣旨を踏まえ、家畜、愛玩動物及び野生動物等で知事が別に指定するものの感染症の保有状況、発生動向等の継続的かつ総合的な調査及び監視に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の調査及び監視は、県動物保健衛生所が県保健環境研究所と連携して実施するものとする。この場合において、必要と認めるときは、基本条例第十五条に掲げる者の協力を求め、又は調査及び監視に関する業務の一部を学識経験者、他の研究機関若しくは動物に関する専門的な知識及び経験を有する団体に委託することができる。

3 県民及び事業者は、前二項の調査等に関係する可能性がある情報を保有するときは、当該情報を県又は市町村に提供する等、県又は市町村の求めに応じ、可能な範囲で当該調査等に協力するよう努めるものとする。

出典：環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例

## ⑥ アジアワンヘルス福岡宣言 2022 の採択

令和 4 年 11 月、アジアからのワンヘルスアプローチをテーマとして、第 21 回アジア獣医師会連合（FAVA）大会が本県の福岡市で開催されました。

本大会や関連行事の成果として、FAVA 加盟獣医師会及び所属する獣医師による、ワンヘルスの実践活動をアジア・オセアニア地域から世界に向けて発信するための方針である「アジアワンヘルス福岡宣言 2022」が採択されました。

ワンヘルスの推進は、同宣言やワンヘルスに係る社会情勢等を踏まえて取り組んでいく必要があります。

### アジアワンヘルス福岡宣言 2022

1. 新興・再興感染症を含む人と動物の共通感染症の予防及びまん延防止に万全を期するため、感染源、感染経路及び宿主対策についての調査・研究体制を整備するとともに、情報の共有に努める。
2. 薬剤耐性菌が医療と獣医療において重大な脅威となっていることから、抗菌剤の慎重かつ適正な使用を徹底し、薬剤耐性(AMR)対策を推進する。
3. 動物と人が共生する社会を構築するため、生物多様性の維持や地球環境の保全を積極的に推進する。
4. 獣医学教育の更なる整備及びワンヘルスアプローチによる国際連携により、WOAH (OIE) Day One Competencies（獣医師が具備すべき知識・技能・態度）を有する獣医師の育成に取り組む。
5. 医療関係団体、行政機関、市民団体及び大学、WVA、WOAH(OIE)、WHO、FAO、UNEP などの国際機関と協力し、ワンヘルスの課題解決と推進に取り組む。
6. アジアにおけるワンヘルスの課題への研究と児童、生徒及び市民に対するワンヘルス教育の普及のために、FAVA 活動の拠点を整備・強化する。

出典：第 21 回アジア獣医師会連合（FAVA）大会 アジアワンヘルス福岡宣言 2022

## ⑦ まとめ

⑥までで整理した内容から、動物保健衛生所に求められる役割に関して、先行計画等において示される方向性は、家畜、愛玩動物・展示動物、野生動物の疾病の動向の一元的な把握に向けた調査・研究の実施、情報発信、人材育成等を行うとともに、ワンヘルスセンターを構成する組織としてワンヘルスを推進する組織であると総括されます。

## (2) 具体的な役割の整理

上述の整理結果を踏まえ、動物保健衛生所が担う役割について具体的に整理します。

### ① 愛玩動物・展示動物を対象とした調査・研究等

#### ア 定期検査による感染状況の調査・研究

人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病のうち、愛玩動物・展示動物の感染状況を把握することが、人、家畜、愛玩動物・展示動物の感染症の予防に役立つ疾病の調査・研究を行います。

対象動物は、診療施設から血液や糞便等の検査材料の提供が可能なイヌ、ネコ等の哺乳類や鳥類とします。

#### イ 愛玩動物・展示動物を診療する獣医師からの保健衛生相談

##### ・重要疾病の情報収集

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）で届出対象とされていない重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人獣共通感染症と診断された愛玩動物・展示動物について、診療獣医師から情報を収集します。

##### ・保健衛生相談

人獣共通感染症や家畜伝染病を疑う愛玩動物・展示動物の流行疾病、不明疾病について、診療獣医師から相談を受けるとともに、情報を収集します。

### ② 野生動物を対象とした調査・研究等

#### 定期検査による感染状況の調査・研究

①アで述べた愛玩動物・展示動物と同様に、人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病のうち、野生動物の感染状況を把握することが、人、家畜、愛玩動物・展示動物の感染症の予防に役立つ疾病の調査・研究を行います。

対象動物は、イノシシやシカ等の有害鳥獣捕獲動物及び死亡野鳥等とします。

### ③ 情報発信・普及啓発等

調査・研究等で得た情報を、関係機関と連携して県民や事業者に広く情報を発信し、人や動物の健康に役立てます。

さらに、動物保健衛生所の活動内容（調査等の内容、目的、安全性確保等）や、本県が進めるワンヘルスの取組等に関して、情報発信、普及啓発活動及び県民の方々との交流等を積極的に推進し、これらに関する理解の促進と、県一丸となつてのワンヘルスの推進に貢献します。

#### ④ 人材育成

計画的な人材育成のプログラムを検討し、研究機関等が主催する研修会等に職員を積極的に派遣するとともに、所内での講習会を開催すること等により、家畜、愛玩動物・展示動物、野生動物のそれぞれの動物に関する職員の専門性を高めます。

#### ⑤ ワンヘルス推進に係る連携

動物保健衛生所はワンヘルスセンターの構成組織として、保健環境研究所はもちろん、庁内関係部署、研究機関、関係団体等と連携し、ワンヘルスを推進します。

## 2.4 動物保健衛生所が目指す姿

- ・動物保健衛生所は、筑後地域における家畜衛生の中核機関としての役割を継続して果たします。
- ・県内の愛玩動物・展示動物、野生動物の保健衛生に取り組むことで、動物の保健衛生を一元化します。
- ・保健環境研究所や関係機関と連携してワンヘルスを推進し、人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会を目指します。

表 3 果たす役割、業務内容

果たす役割	筑後家畜保健衛生所としての役割 (継続)	愛玩・展示・野生動物の保健衛生を担う役割 (新たに付加)	ワンヘルスセンターの構成組織としての役割 (新たに付加)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜伝染病の発生予防、まん延防止</li> <li>・畜産物の安全性確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病の調査・研究</li> <li>・診療獣医師からの動物の保健衛生相談</li> <li>・情報発信・人材育成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健環境研究所、関係機関との連携によるワンヘルスの推進</li> </ul>

## 2.5 施設の名称・組織体制

家畜の保健衛生を担う施設は、家畜保健衛生所法により、名称中に「家畜保健衛生所」という文字を用いるよう定められているため、施設の名称は、「福岡県動物保健衛生所（福岡県筑後家畜保健衛生所）」とします。

また、現在の筑後家畜保健衛生所の組織体制の整理と、新たに付加すべき機能の整理を行ったうえで、双方を踏まえて考えられる組織体制について検討します。

### (1) 現在の筑後家畜保健衛生所の組織体制

現在、筑後家畜保健衛生所は所長以下、管理衛生課、防疫課、検査課の3課体制で業務を実施しています。それぞれの定員及び主な業務内容は以下のとおりです。

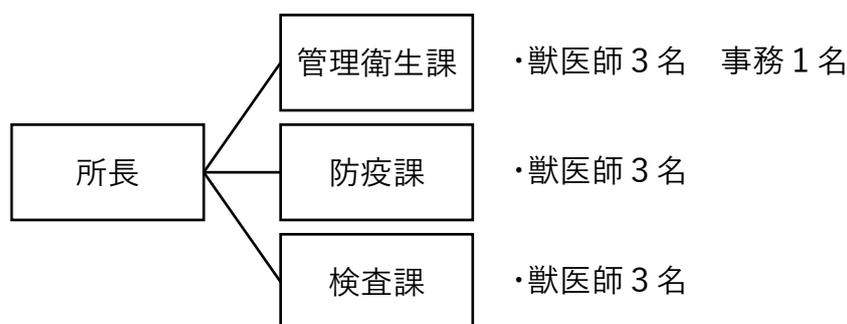


図 4 筑後家畜保健衛生所の組織体制（現状）

表 4 各課の事務所掌（筑後家畜保健衛生所）

課名	主な業務内容
管理衛生課	・庶務事務、畜産振興、慢性疾病対策、環境保全、動物用医薬品販売業等許可事務、飼育動物診療施設開設等の獣医事、家畜人工授精所開設・授精師免許等の家畜改良業務
防疫課	・口蹄疫、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための検査、輸家家畜の着地検査、家畜自衛防疫の推進等
検査課	・細菌、病理、生化学の各部門で家畜伝染病の診断をはじめとする様々な家畜疾病の診断、試験調査

## (2) 新たに必要となる機能

2.3 で整理した「新たに付加する役割」を踏まえると、組織として具備すべき機能として、以下が想定されます。

### ① 愛玩動物・展示動物を対象とした調査・研究等の機能

愛玩動物・展示動物の人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病の調査・研究や、それらの実施に向けた検体確保、また、愛玩動物・展示動物の保健衛生相談等に対応する機能が必要です。

### ② 野生動物を対象とした調査・研究等の機能

野生動物の人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病の調査・研究や、それらの実施に向けた野生動物の検体確保等を実施する機能が必要です。

### ③ 情報発信・人材育成等に関する企画・調整等機能

人材育成、情報発信・普及啓発等に係る企画・実施等を行う機能が必要です。

### ④ ワンヘルス推進に係る連携・調整機能

ワンヘルスセンターとして保健環境研究所との調整・連携・役割分担や、他関係機関との連携等について企画・調整等を行う機能が必要です。

## (3) 組織体制

これまでどおり筑後家畜保健衛生所の機能を担うため、管理衛生課、防疫課、検査課を設けます。

また、(2)の①～④を果たすため、それぞれの機能に応じた新たな組織体制の構築が必要です。

## 第3章 施設整備計画の検討

### 3.1 前提条件の整理

#### (1) 建設地概要

施設計画を検討するにあたり、建設地の概要を以下に整理します。

表 5 建設地概要

項目	内容
所在地	福岡県みやま市瀬高町高柳 960-4
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
法定建ぺい率	70%
法定容積率	200%
指定区域	浸水想定区域 0.5～3m 未満 矢部川流域景観計画区域 田園の景域 埋蔵文化財包蔵地内
道路幅員	12.0m (東側)
敷地面積	100,414 m <sup>2</sup>
インフラ	上水：東側道路給水本管(150φ)より、75φで引込 下水：下水道未整備地区のため、敷地内に浄化槽を設置 貯水池を經由し、西側水路へ放流 電力：敷地南東より1回線引込 ガス：プロパンガス。敷地内にバルクタンク設置
その他	保健医療経営大学敷地 (既存建物あり)

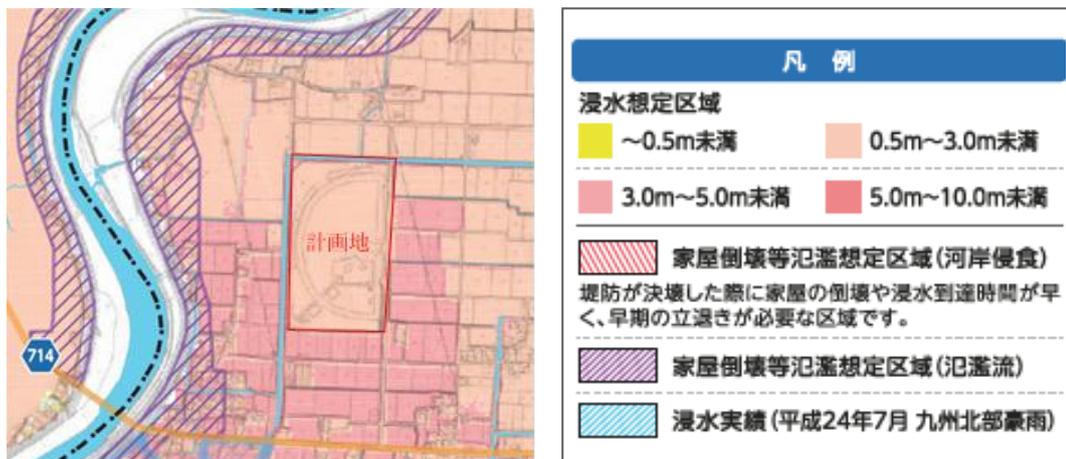


図 5 みやま市洪水ハザードマップ

## (2) 関連する諸法令の整理

施設計画を検討するにあたり、関連する主な諸法令は以下のとおりです。

表 6 施設計画に関連する諸法令

関連する主な諸法令		
法律名	規制の概要	
1	景観法	・矢部川流域景観計画/田園の景域 ：配置・形態意匠・色彩・照明の制限、緑化の推進 ・事前協議・届出が必要
2	都市計画法	・開発行為の事前協議・申請が必要
3	建築基準法	・集団規定：用途制限、建蔽率、容積率等の制限 ・単体規定：構造、設備等の技術的基準・規定 ・建築確認申請書の事前協議、申請が必要
4	福岡県建築基準法 施行条例	・建築基準法に基づく福岡県の条例 ・建築確認申請書の事前協議・申請が必要
5	消防法	・消防設備等の設置義務等の規定 ・建築確認申請に連動 ・事前協議・申請が必要
6	浄化槽法	・浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制 ・浄化槽設置の際、届出等諸手続きが必要
7	建築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律（建築 物省エネ法）	・建築物の省エネ性能の基準、計算方法、手続き等の定め ・建築確認申請に連動 ・届出が必要
8	文化財保護法	・埋蔵文化財包蔵地内届出が必要
9	土壤汚染対策法	・土壤汚染の可能性が高い土地であれば、土壤汚染状況調査が必要 ・土壤汚染が判明した場合は、適切な管理や措置が必要 ・一定規模以上の土地の形質変更を行う場合、事前届出が必要
10	水質汚濁防止法	・排水の水質に対して、項目毎に排水基準について規制あり ・法対象の施設については事前届出が必要
11	大気汚染防止法	・焼却炉からのばい煙の排出について規制 ・焼却炉の規模によって事前届出が必要
12	ダイオキシン類対策 特別措置法	・焼却炉からのダイオキシン類の排出について規制 ・焼却炉の規模によって事前届出が必要

関連する主な諸法令		
	法律名	規制の概要
13	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	・特定建築物「事務所」の場合、円滑化基準への適合努力義務
14	福岡県福祉のまちづくり条例	・「事務所」の場合、特定まちづくり施設に該当し、整備基準への適合義務 ・県施設のため、届出は不要
15	家畜保健衛生所法	・家畜保健衛生所の事務の範囲、施設基準について規定 ・施設の移転には届出が必要
16	家畜伝染病予防法	・家畜伝染病病原体の取扱施設の基準について規定 ・検査室の内部の壁、床、天井等は、表面が消毒の容易な構造であることを規定
17	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	・「病原体を取扱う実験室」又は「病原体を取扱う実験室を含む管理区域」については地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設置が必要 ・建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物である場合は、その主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ることを規定

## 3.2 整備基本方針

動物保健衛生所のコンセプトと整備基本方針は以下のとおりです。

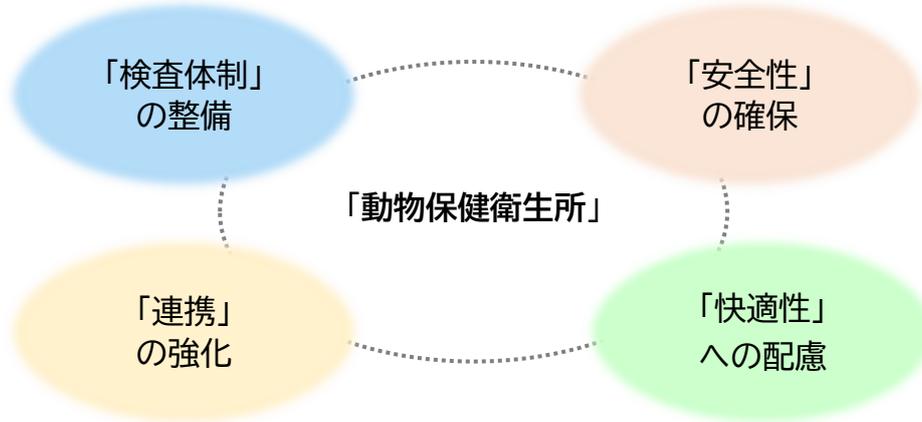


図 6 動物保健衛生所のコンセプト

表 7 動物保健衛生所の整備基本方針

コンセプト	整備基本方針・概要	
検査体制の整備	動物保健衛生業務への対応	・人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病の検査に必要な検査室を整備します。
	検査の信頼性の確保	・正確な病性鑑定を実施するために、適切に検査機器等が配置できる検査室を整備します。
安全性の確保	バイオセーフティの確保	・検査室等は家畜保健衛生所と動物保健衛生所でそれぞれ配置し、検査材料や職員の動線も分離します。 ・消毒、排気処理、排水処理を適切に行い、周辺環境に配慮します。
	防災機能・防疫体制の確保	・耐震性、耐火性能、耐浸水性を確保します。 ・緊急時の安全性確保や機能継続に対応します。 ・家畜伝染病発生時の防疫体制を確保します。
快適性への配慮	労働安全衛生の確保	・職員の安全・安心が確保された職場環境を整備します。
	業務効率化	・効率的な作業動線を確保した諸室配置とします。
連携の強化	職員連携の円滑化	・職員が一丸となって業務に取り組むことができる環境を整備します。
	保健環境研究所との連携	・保健環境研究所と連携の取りやすい施設配置とします。

### 3.3 施設計画（モデルプラン等）

#### (1) 施設性能

動物保健衛生所の主な諸室の機能を以下に示します。

##### ① 検査室

- ・新たに実施する動物保健衛生業務に対応できるよう、人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病の調査・研究に必要な検査室を整備します。
- ・家畜保健衛生所と動物保健衛生所の検査室をそれぞれ整備し、動線が交わらないよう配置します。
- ・検査室は、病原体の人への感染防止、周辺環境への散逸防止のため、必要なバイオセーフティレベル（BSL）に対応した施設・設備を整備します。
- ・検査室は、検査を適切に実施できるよう、十分な広さを確保するとともに、検査等の精度を担保するために必要な区画を設けます。また、検体、薬品等を安全に取り扱うことができる作業スペースを確保します。
- ・獣医師からの保健衛生相談に対応するため、処置室や小動物収容室等の施設機能を設けます。
- ・有機溶媒を用いる検査室や粉じんが発生する検査室には十分な排気設備を設置し、職員が安全に検査をすることができる環境を確保します。
- ・検体の流れ、職員の作業動線に配慮して検査室を配置します。

##### ② 解剖室・焼却炉

- ・家畜保健衛生所と動物保健衛生所の解剖室をそれぞれ整備します。
- ・解剖室は、刃物等を安全に取り扱うことができるよう、十分な作業スペースを確保します。また、搬入室を整備し、解剖室が外部から見えないよう配慮します。
- ・周辺環境に配慮した焼却炉を整備します。
- ・職員が安全に解剖や焼却作業を行うことができるよう、ホイストクレーンや電動ウインチを設置します。

##### ③ その他

- ・家畜伝染病が発生した場合に備え、防疫措置に必要な資材を備蓄し、迅速に搬出できる防疫資機材備蓄倉庫を整備します。
- ・全職員共有の執務室を整備し、所長室を隣接させることで、コミュニケーションがとりやすい環境を整備します。
- ・動物保健衛生所に隣接して、屋外にもワンヘルス体験学習・研究ゾーンが整備されることを踏まえ、網戸の設置等により防虫対策機能を確保します。

## (2) 施設配置計画

動物保健衛生所は、保健環境研究所と連携を取りやすいように既存建物の西側に配置します。

また、既存建物の一部を会議・研修室、防疫資機材備蓄倉庫として活用します。

このほか、畜産農場に直接出入りする車両や野生動物を積載した車両が敷地内に入る際の専用通用口を設けるとともに、車両消毒設備を設置します。

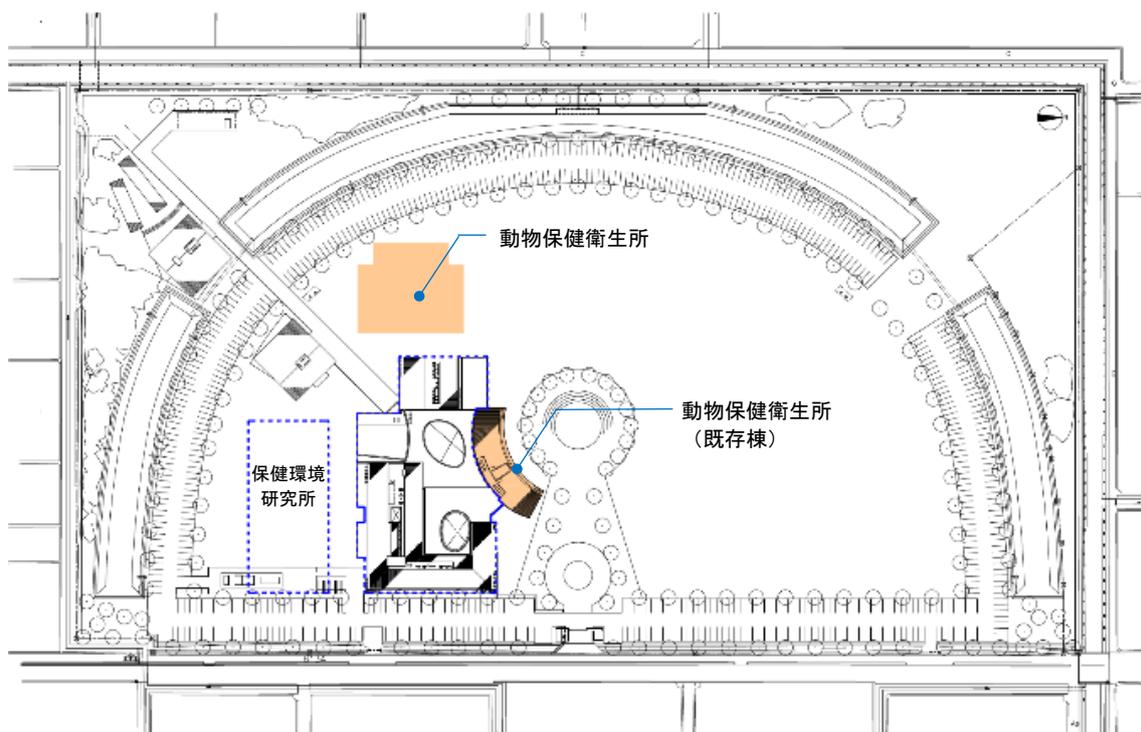


図 7 施設配置計画図

なお、既存建物を活用する上での注意点は以下のとおりです。

- ・建築基準法施行令 85 条（積載荷重の変更）に従い、既存建物の各床積載荷重で会議・研修室、防疫資機材備蓄倉庫として活用できるか構造計算が必要。
- ・建物は改修が必要な状態であり、基本設計の中で改修方法の検討が必要。

### (3) ゾーニング・動線計画

#### ① 断面ゾーニング

##### ア 動物保健衛生所

延べ床面積は約 3,000 m<sup>2</sup>です。建設地が浸水想定区域 0.5m～3m 未満に位置するため、2 階建てとします。

焼却炉、解剖室、執務室等を 1 階、検査室を 2 階、機械室を屋上に配置します。

##### イ 動物保健衛生所（既存棟）

延べ床面積は 860 m<sup>2</sup>です。必要な改修を行い、1 階を防疫資機材備蓄倉庫、2 階を研修・会議室として活用します。

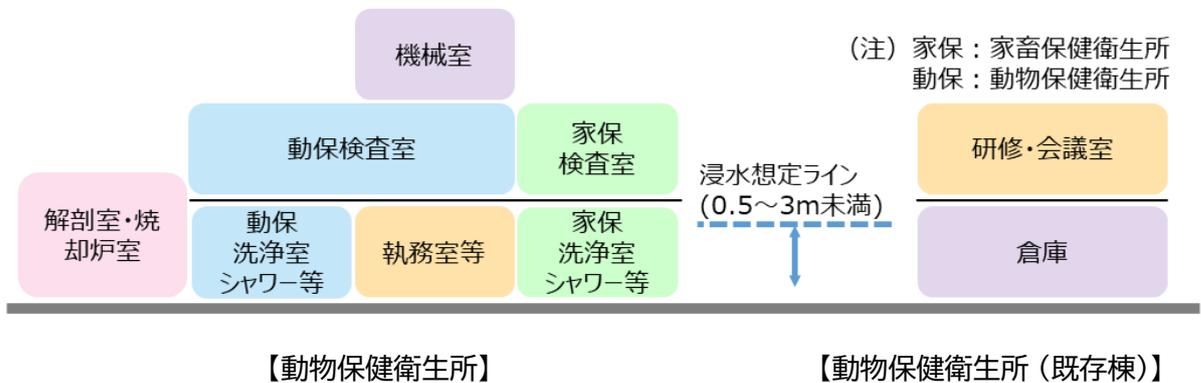


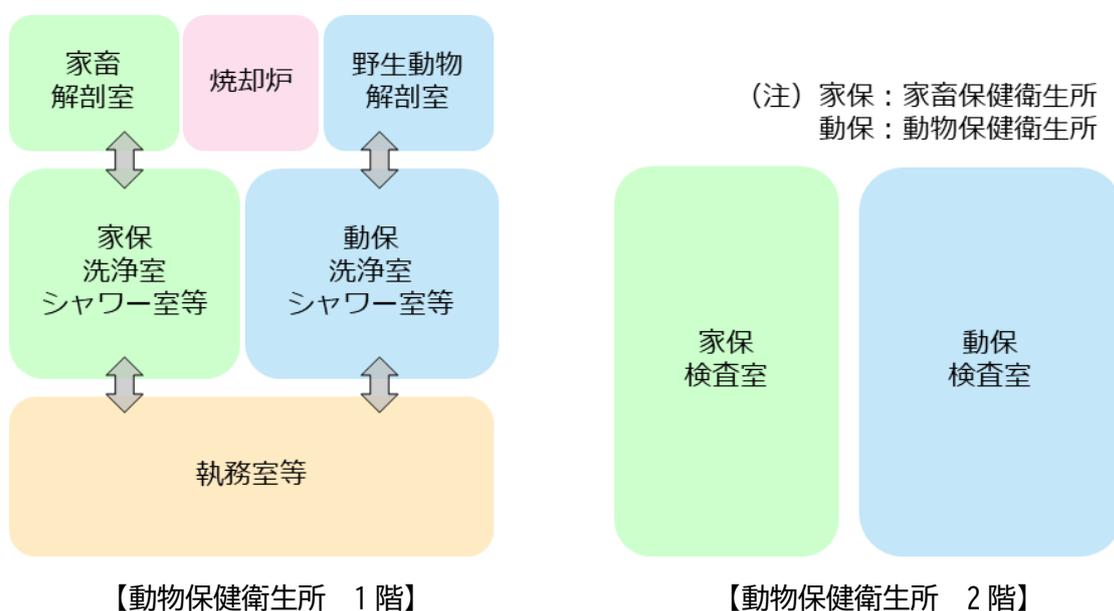
図 8 断面ゾーニング図

## ② 平面ゾーニング・動線

1 階に焼却炉室、解剖室、執務室等を配置します。

農場等への出張前に利用する出発口と帰庁後に利用する帰着口を分離します。また、解剖室・帰着口と執務室等の間に農場等へ持ち出した物品を洗浄・消毒するための洗浄室と、職員が出張や解剖で汚れた場合に利用するシャワー室を配置します。

2 階に家畜保健衛生所と動物保健衛生所の検査室をそれぞれ設け、完全に分離した諸室配置とします。



建物延床面積：約 3,000 m<sup>2</sup>

図 9 平面ゾーニング図

#### (4) 建築性能・仕様

- ・十分な耐震性能を確保します。
- ・焼却炉や、検査業務でガスバーナーを扱うことを考慮し、十分な耐火性能を確保します。
- ・壁、床等の材質は、病原体を扱わないエントランス及び執務室等の一部を除いて消毒が可能な材質とします。

#### (5) 設備計画

##### ① 機械設備計画

- ・バイオセーフティ・ケミカルセーフティ・バイオセキュリティを確保します。
- ・特殊排気及び検査排水について適切な処理を行い、住民や周辺環境に配慮します。
- ・管理運用面において安全性に配慮します。
- ・各室の特性に応じて適切な空調ゾーニングを行います。
- ・維持管理が容易で、かつ、省コストな機器やシステムを選定します。
- ・省エネルギーに配慮した効率の高い機器やシステムを選定します。
- ・BCP（事業継続計画）へ対応し、災害時における安全性確保及び機能継続を図ります。
- ・給排水等のインフラについて、保健環境研究所と共同利用する範囲を検討します。

##### ② 電気設備計画

- ・省エネルギーに配慮した効率の高い機器を選定します。
- ・管理運用面において安全性の高いシステムを選定します。
- ・維持管理が容易で、かつ、省コストな機器を選定します。
- ・耐久性を考慮した機器を選定します。
- ・BCP（事業継続計画）へ対応し、災害時における安全性確保及び機能継続を図ります。
- ・電気等のインフラについて、保健環境研究所と共同利用する範囲を検討します。

## (6) 安全計画

バイオセーフティ、ケミカルセーフティ、バイオセキュリティ対策について、以下に示します。

表 8 安全対策一覧

項目	対策方法	内容
バイオセーフティ、ケミカルセーフティ	排気処理	・排気は、HEPA フィルター、脱臭装置等で適切に処理します。 ・検査室の排気口は、地盤面より極力離し、排気口の向きを考慮した配置とします。
	排水処理	・検査排水（各検査室から出るもの）、解剖室排水は排水処理設備等で適切に処理します。
	ゾーニング 動線計画	・解剖室及び検査室では、家畜を担当する職員と家畜以外の動物を担当する職員の作業動線が分離された諸室配置とします。
	検査室	・BSL に対応した施設・設備を整備します。
バイオセキュリティ	セキュリティ エリア	・セキュリティラインを設けます。
	防犯対策	・機械警備等により、適切な防犯対策を講じます。

## (7) BCP（事業継続計画）への対応

災害等の緊急時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続しつつ、早期復旧を図ることを目的とし、BCP 対応の方針について、以下に示します。

なお、給排水や電気等のインフラについて、保健環境研究所と共同利用する範囲を検討します。

表 9 BCP 対応の方針

	方針	基本設計で検討する内容
浸水対策	・浸水対策に配慮した諸室配置とします。	・浸水に備え、止水板の設置や諸室配置を検討します。
電気	・発電機を設置し、緊急時に一定時間、建物内に電気を供給できるようにします。	・洪水時の浸水に備え、キュービクル、発電機、EV 制御盤等、重要度の高い機能は最上階への設置を検討します。 ・2 回線受電の可否を検討します。
給水	・緊急時の使用水量に応じた受水槽を設置します。 ・受水槽 2 次側に緊急遮断弁を設置し、地震動を感知した場合の弁を閉止することにより、緊急時の水を確保します。	・洪水時の浸水に備え、浸水レベル以上への受水槽の設置を検討します。 ・貯水量の必要日数について検討します。
排水	・浄化槽電源に発電機回路を利用する、若しくは、緊急時の日排水量に応じた排水貯留槽を設置します。 ・常時は自然勾配による排水とし、緊急時は切り替えバルブにて排水貯留槽へ貯留するものとします。	・浄化槽電源に発電機回路を利用する、若しくは、緊急時の日排水量に応じた排水貯留槽を設置するか、検討します。
ガス	・LPG 用バルクタンクを設置し、緊急時に一定時間、エネルギーを供給できるようにします。	・貯蔵容量について検討します。
空調	・熱源の多重化や、機器の複数化により、緊急時でも空調が必要なエリアの機能維持を図ります。	
通信		・光ケーブル及びハブの二重化を検討します。

## (8) 環境への配慮

・ZEB<sup>※</sup>の実現に向け、大幅な省エネルギー対策を講じた上で、再生可能エネルギーや蓄電設備の導入を検討します。

※Net Zero Energy Building：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

・水資源の有効適切な利用に資することを目的に、基本設計の中で、雨水及び排水処理水等による水の再利用施設の設置が可能か検討します。

・「福岡県内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、基本設計の中で、県民の目に触れる機会が多いエントランス及び執務室等の木質化が可能か検討します。

## (9) 工程計画

動物保健衛生所の整備に向け、施設の設計・工事に係る工程を以下に示します。

令和 5 年度から基本設計、令和 6 年度から実施設計を行います。令和 8 年度から工事をを行い、ワンヘルスセンターの一部として、保健環境研究所と同じ令和 9 年度中の供用開始を目指します。

R 5 年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
基本設計	実施設計・申請	発注	準備・工事	供用開始

図 10 設計・工事に係る工程イメージ

## (10) イメージ図 (案)

動物保健衛生所の現時点でのイメージ図 (案) は、次のとおりです。  
なお、イメージ図 (案) は基本設計、実施設計時に修正することがあります。



図 11 動物保健衛生所のイメージ図 (案)

## 第4章 PFI方式導入の検討

### 4.1 PFI方式導入の検討

PFI方式の導入について、従来方式との総事業費の比較による簡易な検討を行ったため、以下に概要を示します。

#### 【従来方式】

設計、建設、維持管理を分割し、行政が発注する方式。

実施方法	設計	建設	維持管理	運営
実施方法	公設		公営	
実施方法	設計会社に委託	建設会社に発注	直営・維持管理会社に委託	直営・運営会社に委託

出典：PPP/PFI事業・推進方策事例集（平成26年7月）国土交通省総合政策局

#### 【PFI方式】

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法。施設によって、事業コストの削減等ができる場合と、PFI方式の導入に必要な経費により総事業費が増加する場合がある。

業務内容	設計	建設	維持管理	運営
実施方法	民設		民営	
実施方法	PFI事業者が事業契約に基づき包括的に実施			

出典：PPP/PFI事業・推進方策事例集（平成26年7月）国土交通省総合政策局

## 4.2 PFI 方式を導入する場合の業務範囲の整理

PFI 方式により業務を一括発注する場合の業務範囲については、実施設計業務、建設業務、施設維持管理業務と設定しました。

表 10 PFI 方式により業務を一括発注する場合の業務範囲

業務内容	対象範囲	対象範囲に含めない理由
・基本設計業務		・設計に職員の意見を十分に反映する機会を確保するため
・実施設計業務		
・建設業務		
・施設維持管理業務		
・検査設備等の維持管理業務		・試験や検査結果に影響を与えることが想定される業務を民間事業者が実施することは適切ではないと考えられるため
・運營業務		

## 4.3 経済効果の算定

### (1) VFM<sup>※1</sup>の算定

国土交通省の「VFM 簡易算定モデル」を用いてVFMを算定しました。

※1 VFM (Value for Money) : 従来方式と比較して、PFI方式が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

### (2) 算定結果

VFMは-2.5%で、PFI方式を導入した場合の方が、従来方式よりも総事業費が増加することが見込まれる結果となりました。

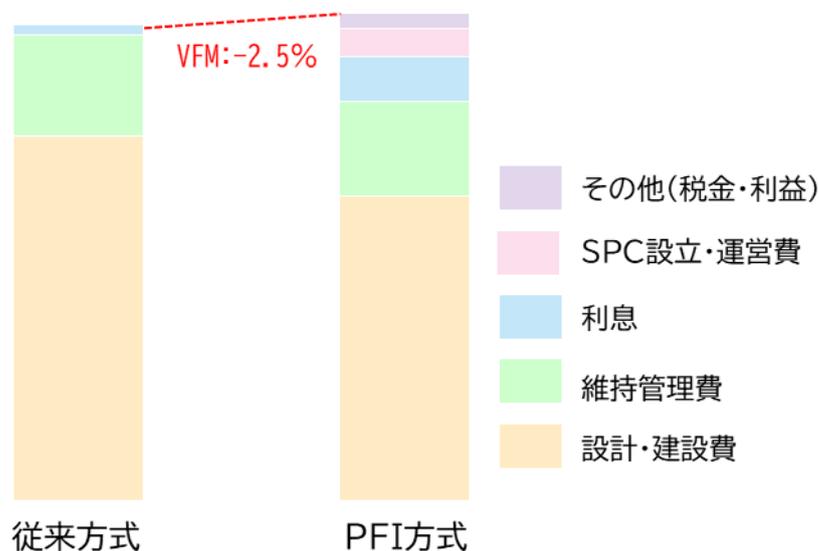


図12 従来方式とPFI方式の総事業費の比較

## 4.4 評価結果

施設規模が小さく、設計・建設費の削減効果が限定的であることや、業務範囲が限定的であることから、PFI方式の導入による費用削減効果は小さいと考えられます。

加えて、PFI方式では民間資金調達による利息負担が従来方式より大きく、従来方式よりも総事業費が増加することが見込まれます。

以上のことから、動物保健衛生所の整備にPFI方式の導入は適しないと評価し、従来方式により設計等の事務を発注します。





福岡県動物保健衛生所  
(福岡県筑後家畜保健衛生所)  
基本構想

発行日/令和5年3月  
編集/福岡県農林水産部畜産課

福岡県農林水産部畜産課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3498 FAX 092-643-3517  
E-mail chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類記号 PE	所属コード 470080
登録年度 04	登録番号 0004